

証券コード 4247

2025年6月11日

株 主 各 位

名古屋市中村区野田町字中深30番地
ポバール興業株式会社
代表取締役社長 松 井 孝 敏

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.poval.co.jp/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「ＩＲ情報」「ＩＲライブラリー」「株主総会招集ご通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4247/teiiji/>

【三井住友信託銀行ウェブサイト（株主総会ポータル）】

<https://www.soukai-portal.net/>

（ＱＲコードは、議決権行使書用紙にございます。）

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時

2. 場 所 名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル 5階 キングルーム（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第61期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第61期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | | |
|------------|-------|-------------------|
| 議 案 | 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| | 第2号議案 | 取締役4名選任の件 |
| | 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |
| | 第4号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |
| | 第5号議案 | 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前ページに記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

（この欄は）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

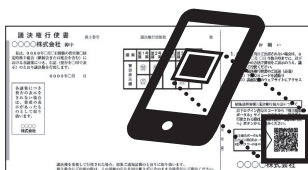
- ・書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年6月25日（水）午後5時30分

スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

- ② 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- ③ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL

▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック！

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031
(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

(添付書類)

事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、全体として緩やかな回復基調をたどりました。但し各国の金利政策によりインフレが収束に向かうも、世界的な関税措置の動向や中国経済の一段の減速懸念など足元では不確実性が高まっております。国内経済につきましても、雇用・所得環境の改善により持ち直しが見られるものの、米国の通商政策、為替の変動、物価上昇の影響により、先行きの不透明感が続いております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,378百万円（前年同期比 5.9%減）となりました。利益につきましては、合理化改善や販売価格の値上げを実施したものの、原料価格の上昇、および新工場棟の建設や製造DXの導入など将来に向けた基盤投資の負担増加によって営業利益は238百万円（前年同期比 24.9%減）、経常利益は267百万円（前年同期比 22.5%減）となりました。また、当社グループ連結子会社である博宝楽輸送帯科技(昆山)有限公司において、事業環境の変化を背景とした収益性の低下が見込まれること、および現地事業の不確実性が増していることを理由に固定資産の減損損失として特別損失を計上したため、親会社株主に帰属する当期純利益は80百万円、（前年同期比 56.6%減）となりました。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

総合接着・樹脂加工

ベルト関連製品は、主に自動車・鉄鋼業界向けの需要が底堅く推移した一方で、研磨関連製品は、ディスプレイ用の研磨部材においては需要回復の遅れに加え、得意先が在庫調整に入った影響で減少いたしました。

地域別では、国内は研磨部材の減少により、前年同期比2.5%減となりました。

アジア地域では、中国の景気低迷の影響もあり、前年同期比4.3%減となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は2,840百万円（前年同期比2.9%減）となりました。

特殊設計機械

特殊設計機械につきましては、新規顧客の開拓を進めた結果メカニカルシールが増収となった一方で、食品向け加工機の受注が谷間となり大幅な減収となりました。

以上の結果、売上高は537百万円（前年同期比19.2%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は459百万円でありました。

(3) 重要な資金調達の状況

設備投資の資金は、全額自己資金をもって充当いたしました。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 58 期 (2022年3月期)	第 59 期 (2023年3月期)	第 60 期 (2024年3月期)	第 61 期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高 (百万円)	3,475	3,566	3,589	3,378
経 常 利 益 (百万円)	380	383	345	267
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	279	256	185	80
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 金 額 (円)	106.22	97.23	70.48	30.56
総 資 産 (百万円)	6,517	6,653	6,877	7,152
純 資 産 (百万円)	5,357	5,543	5,726	5,717
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	2,026.41	2,096.55	2,165.85	2,165.93

(注) 1. 第58期の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社日新製作所	10百万円	100.0%	機械の設計・製造・販売等
ユニカー工業株式会社	10百万円	100.0%	メカニカルシールの 製造・販売等
株式会社アールエスティ電機工業	10百万円	100.0%	制御盤の製造・販売等
POVAL KOGYO(THAILAND) CO.,LTD.	105百万 バーツ	100.0% (0.1%)	ベルト関連製品及び 研磨関連製品の製造・販売等
POBAL DEVICE KOREA CO.,LTD.	813百万 ウォン	100.0%	ベルト関連製品及び 研磨関連製品の製造・販売等
博宝楽輸送帯科技（昆山）有限公司	110百万円	90.9%	ベルト関連製品及び 研磨関連製品の製造・販売等

（注）議決権比率の（ ）内は間接所有の割合で内数であります。

(6) 対処すべき課題

① 経営環境

今後の情勢は、地政学的な不安定の継続、関税政策に伴う世界景気の下振れ、米中対立と中国の内需回復の遅れ、原料価格・電力料金の高止まりなど、不確実性が一段と高まることが予想されます。当グループにとりましても、ベルト関連製品では米中貿易摩擦の影響が内外の製造業へ波及し市場が低迷するリスク、中国企業によるアジア域内への進出が加速し価格競争が激化するリスクなどが想定されます。その一方で、ディスプレイ用の研磨部材は得意先の在庫調整が収束し、需要が回復に向かうと見通しております。

② 経営課題

「中期経営計画」2年目の今期は、計画の着実な実行及び以下の経営課題に取り組んでまいります。

1) 顧客ニーズの深耕とソリューションビジネスの展開

当社の強みは「独自のコア技術を駆使し、現場視点でのモノづくりを発想する」ことです。強みを活かし、顧客ニーズへのソリューションビジネスを展開してまいります。

2) グローバルでの最適な生産・供給体制の再構築

主要顧客が生産拠点を中国に集約する動きに即応しつつ、当社グループ内の生産体制についても見直しを進め、生産・供給体制の最適化を図ってまいります。

3) 成長事業分野および社会課題対応への重点投資

次世代半導体ウェハ用 研磨パッドの改良・拡販の強化に加え、脱有機溶剤技術(水系接着剤等)の実用化や環境配慮型サステナブルベルトの製品化を加速させております。

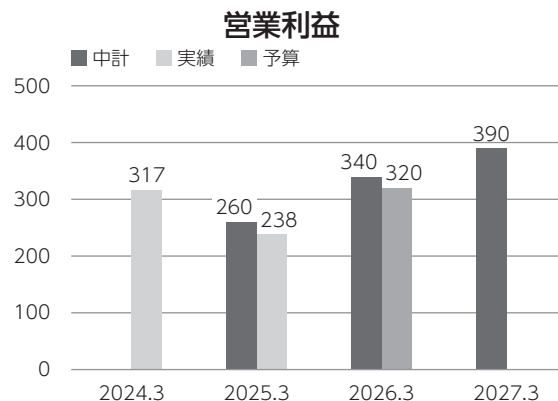
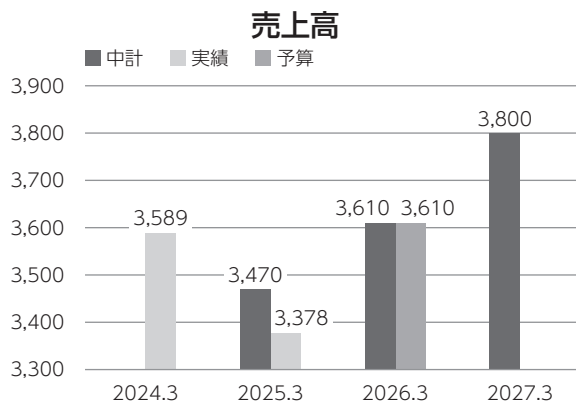
4) 新工場を軸とした生産効率の画期的な向上

昨年末に竣工した新工場を中心に、懸案であるカスタマイズ品の生産効率向上を狙って工程の標準化、機械化、自動化および製造D X導入による業務改善を推進しております

5) 人的資本経営の更なる推進

厳しさを増す採用環境、多様な働き方への要請、従業員エンゲージメント等への対応が求められる中、人的資本への積極投資および人事制度の見直しに取り組んでおります。

③ 中期経営計画の進捗状況



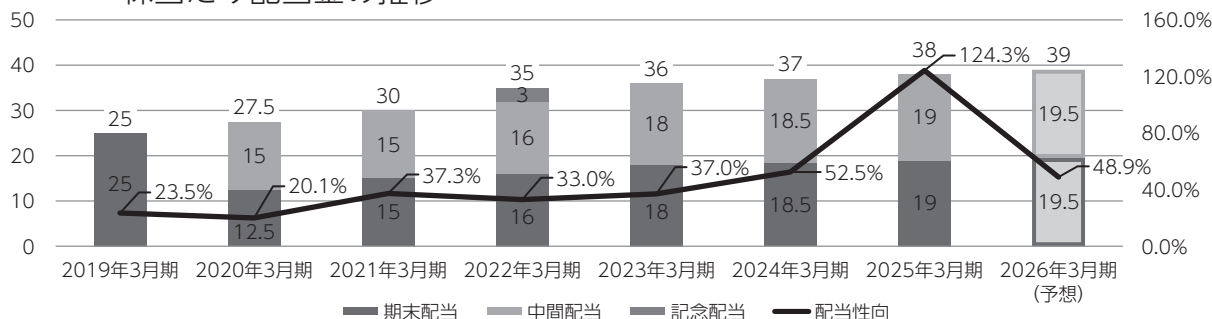
④ 株主還元

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題と認識しております。

配当につきましては、連結配当性向 30%を基本に、安定的な増配の継続を目標としています。加えて、自己株式の取得、株主優待制度の維持拡充も検討しつつ、今後も利益成長と資本効率の両面を追求してまいります。

内部留保については、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、お客様ニーズに応える開発・生産体制の強化、グローバルな事業戦略の遂行、事業領域の拡大に役立てて参ります。

一株当たり配当金の推移



(7) **主要な事業内容** (2025年3月31日現在)

当社グループは、総合接着・樹脂加工及び機械設計加工のコア技術である「素材選定」「接着加工」「樹脂加工」「機械設計」を駆使して、顧客の様々な問題を解決するソリューションビジネスを展開しております。

当社グループの事業区分ごとの主な内容は以下のとおりとなります。

セグメント	主 要 な 製 品	主 要 会 社
総合接着・ 樹脂加工事業	(ベルト) 特殊コンベアベルト 機能性ベルト 伝動ベルト (研磨) 研磨部材 研磨パッド	ポバール興業株式会社 POVAL KOGYO(THAILAND) CO.,LTD. POBAL DEVICE KOREA CO.,LTD. 博宝楽輸送帯科技(昆山)有限公司
特殊設計機械事業	搬送機 回転式熱交換器 メカニカルシール 制御盤	ポバール興業株式会社 株式会社日新製作所 ユニカー工業株式会社 株式会社アールエスティ電機工業

(8) **主要な営業所及び工場** (2025年3月31日現在)

① 当社

本 社	名古屋市市中村区野田町字中深30番地
営 業 所	東京営業所、名古屋営業所、大阪営業所、福岡営業所
工 場	本社工場(名古屋市中村区)、大安工場(三重県いなべ市)

② 子会社

会 社 名	所 在 地
株式会社日新製作所	大阪市港区
ユニカー工業株式会社	大阪市大正区
株式会社アールエスティ電機工業	大阪府八尾市
POVAL KOGYO (THAILAND) CO.,LTD.	タイ王国
POBAL DEVICE KOREA CO.,LTD.	大韓民国
博宝楽輸送帯科技（昆山）有限公司	中華人民共和国

(9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
総合接着・樹脂加工事業	177 (21) 名	4名増 (―)
特殊設計機械事業	26 (9) 名	3名増 (1名減)
合 計	203 (30) 名	7名増 (1名減)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者、パート及び嘱託者は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
113 (20) 名	3名増 (―)	43.8歳	16.8年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者、パート及び嘱託者は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従業員数には、子会社への出向者(4名)は含めておりません。
3. 平均年齢、平均勤続年数には、臨時雇用者、パート、嘱託者及び子会社への出向者は含めておりません。

(10) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社名古屋銀行	100百万円
株式会社りそな銀行	60百万円
株式会社あいち銀行	60百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 7,360,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,634,800株（自己株式226株を含む）
- (3) 株主数 3,899名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社K A Y	878,400株	33.3%
光通信株式会社	197,200	7.4
神 田 亜 希	103,220	3.9
神 田 有 華	103,220	3.9
ポパール興業従業員持株会	99,440	3.7
神 田 隆 生	79,000	2.9
神 田 誠太郎	72,000	2.7
堀 田 忍	72,000	2.7
中 島 幸 子	63,640	2.4
村 岡 克 彦	43,800	1.6

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	松 井 孝 敏	
取 締 役 相 談 役	神 田 隆 生	株式会社日新製作所 取締役会長 ユニカー工業株式会社 取締役会長 株式会社アールエスティ電機工業 取締役会長
常務取締役	鈴 木 哲 彦	
取 締 役	縦 山 政 道	
取 締 役	大 島 幸 一	大島公認会計士事務所 代表
取 締 役	横 井 良 栄	よこいよしえ社会保険労務士事務所 代表
常勤監査役	畔 柳 修	
監 査 役	伊 東 和 男	公認会計士伊東和男事務所 代表
監 査 役	春 馬 学	and LEGAL弁護士法人 代表

- (注) 1. 取締役大島幸一氏及び横井良栄氏は、社外取締役であります。
2. 監査役伊東和男氏及び春馬学氏は、社外監査役であります。
3. 監査役伊東和男氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査役春馬学氏は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役大島幸一氏、横井良栄氏及び監査役伊東和男氏、春馬学氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬等は、社外役員が過半数で構成される任意の諮問委員会である報酬委員会からの答申を受け、取締役会により委任された代表取締役社長松井孝敏が株主総会で承認を受け

た報酬枠の範囲内で個人別の基本報酬を決定しております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2009年6月26日であり、決議の内容は取締役年間報酬総額の上限を2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役年間報酬総額の上限を3,000万円以内とするものであります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名であります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の額(千円)		対象となる役員の員数(人)
		固定報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役除く)	61,442	51,720	11,080	4
社外取締役	3,000	3,000	—	2
監査役 (社外監査役除く)	8,817	6,360	1,100	1
社外監査役	5,400	5,400	—	2

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等の額には、当事業年度において引当計上した役員退職慰労金12,000千円を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

取締役大島幸一氏は、大島公認会計士事務所の代表であり、同所は当社と利害関係はありません。

取締役横井良栄氏は、よこいよしえ社会保険労務士事務所の代表であり、同所は当社と利害関係はありません。

監査役伊東和男氏は、公認会計士伊東和男事務所の代表であり、同所は当社と利害関係はありません。

監査役春馬学氏は、and LEGAL弁護士法人の代表であり、同所は当社と利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	大 島 幸 一	当事業年度開催の取締役会18回中17回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、経理業務・経営管理全般についての発言を行っております。
取 締 役	横 井 良 栄	当事業年度開催の取締役会18回中18回に出席し、必要に応じ、主に社会保険労務士としての専門的見地から、法令・労基法等の遵守状況を監督しております。
監 査 役	伊 東 和 男	当事業年度開催の取締役会18回中17回及び監査役会13回中12回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、経理業務・経営管理全般についての発言を行っております。
監 査 役	春 馬 学	当事業年度開催の取締役会18回中18回及び監査役会13回中13回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする旨を定款に定めております。なお、当該責任限度額が認められるのは当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役及び当社子会社取締役（以下「役員等」といいます。）であり、取締役会決議により被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合など、その必要があると判断した場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1)業務の適正を確保するための体制

当社は、「内部統制システムの基本方針」を下記のとおり定め、業務の適正性を確保するための体制を整備しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役会の監督機能と監査役の監査機能により、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
 - (b) 取締役は相互に職務の執行を監督し、他の取締役の法令違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告する。
 - (c) 法令違反又はコンプライアンスの懸念事象を予防及び発見するため、通報制度を「外部・内部通報規程」に基づき運営する。
 - (d) 内部監査部門は、法令等遵守状況についての監査を実施し、法令違反行為を発見した場合は直ちに監査役に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の業務の執行に係る重要な情報は文書又は電磁的媒体に記録し、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧できるように適切に保存する。
 - (b) 保存又は管理する電磁的記録については、セキュリティを確保し、情報の毀損や流出を防止する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスク管理の統括部署として、管理部経営企画課を主幹部署と定め、全社的なリスク管理体制を確立する。また、「リスク管理規程」に従い、当社のリスクを適切に評価するとともに、リスクをコントロールする継続的活動を推進する。
 - (b) 基幹システムについては、大規模災害又は障害が発生した際に情報システムの継続的運用を確保するため、バックアップを整備する。
 - (c) 不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長の指示の下、損失の低減と早期の正常化を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役会を月1回定期的に開催する他、必要に応じ開催し、適正で効率的な意思決定を行う。
 - (b) 業務分掌規程及び職務権限規程により、職務執行に係る権限・責任を明確にする。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a) 子会社の経営管理は、当該企業の自主性を尊重しつつも、「関係会社管理規程」に基づき、当社に対する事業内容の定期的な報告と重要案件の協議・決裁を通じて行う。
 - (b) 内部監査部門は、社内規程に基づき関係会社の経営全般に関する管理運営状況、業務執行状況を監査し、業務の正確性及び信頼性を確保する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (a) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めてきたときは、監査役の意見、関係者の意見を十分考慮して、適切な使用人を配置するものとする。
 - (b) 監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指示に従いその職務を行う。また、当該使用人の任命、解任、懲戒、評価については、監査役の事前の同意を要する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (a) 取締役は、監査役に対し、法令に違反する事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項について速やかに報告する。
 - (b) 使用人は、監査役にコンプライアンスに関する報告・相談を直接行うことができる。
 - (c) 内部監査、内部通報及び各委員会の内容を、速やかに監査役に報告する。
 - (d) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、業務執行状況等について速やかに報告する。
 - (e) 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、監査役は取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、稟議等重要な決裁案件の回付を受ける。
- ⑧ その他監査役会又は監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識し、その実効性を確保するために必要な環境の整備を行う。
 - (b) 監査役は、各部門に対して、随時、必要に応じ監査への協力を求めることができる。
 - (c) 監査役は、内部監査部門及び会計監査人と定期的に意見交換を行う。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方とそのための体制の整備
 - (a) 当社グループは、「反社会的勢力対応規程」に基づき、反社会的勢力との関係を遮断する。
 - (b) 当社グループは、「行動規範」において、反社会的勢力とは一切の関係を持たないとともに、不当な要求にも妥協せず毅然とした態度で対処することを、役員及び従業員等に周知する。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの基本方針」に基づいて、業務の適正性を確保するための体制の整備とその運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況は、次のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取り組みの状況

コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンスに関わる検討、審議等を行っております。

② 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は18回開催し、各議案及び報告事項について活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

③ 損失の危険の管理に対する取り組みの状況

当社グループの主要な損失の危険について、取締役会及びコンプライアンス委員会等にて定期的に報告を行っております。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取り組み

当社グループの経営管理につきましては、当社の管理部門にて子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに関係会社管理規程に従い、各子会社から当社の管理部門に事前に承認申請又は報告を行っております。

⑤ 反社会的勢力排除に対する取り組みの状況

新規取引先契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を行っております。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満を四捨五入して、それぞれ表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

2025年 3 月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,013,957	流動負債	946,955
現金及び預金	1,025,602	支払手形及び買掛金	295,480
受取手形及び売掛金	838,284	短期借入金	220,000
商品及び製品	85,911	未払法人税等	53,251
仕掛品	587,417	賞与引当金	73,707
原材料及び貯蔵品	424,168	その他	304,515
その他	52,799	固定負債	487,758
貸倒引当金	△226	役員退職慰労引当金	273,327
固定資産	4,138,651	退職給付に係る負債	187,015
有形固定資産	3,249,644	資産除去債務	24,315
建物及び構築物	1,414,987	その他	3,100
機械装置及び運搬具	106,186		
土地	1,690,077	負債合計	1,434,713
建設仮勘定	13,883		
その他	24,509	(純資産の部)	
無形固定資産	22,715	株主資本	5,334,234
ソフトウェア	2,645	資本金	179,605
ソフトウェア仮勘定	17,541	資本剰余金	275,336
その他	2,529	利益剰余金	4,879,482
投資その他の資産	866,290	自己株式	△189
投資有価証券	681,271	その他の包括利益累計額	372,063
長期貸付金	20,000	その他有価証券評価差額金	128,851
繰延税金資産	151,817	為替換算調整勘定	243,211
その他	15,233	非支配株主持分	11,597
貸倒引当金	△2,031		
		純資産合計	5,717,895
資産合計	7,152,609	負債・純資産合計	7,152,609

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

自 2024年 4 月 1 日
至 2025年 3 月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,378,056
売上原価		2,191,687
売上総利益		1,186,368
販売費及び一般管理費		947,775
営業利益		238,593
営業外収益		
受取利息	380	
受取配当金	24,222	
受取賃貸料	1,002	
為替差益	1,894	
補助金収入	1,175	
その他	1,231	29,908
営業外費用		
支払利息	533	
その他	0	533
経常利益		267,967
特別利益		
固定資産売却益	12,226	12,226
特別損失		
固定資産除却損	52,150	
減損損失	85,514	137,665
税金等調整前当期純利益		142,528
法人税、住民税及び事業税	101,169	
法人税等調整額	△28,199	72,970
当期純利益		69,558
非支配株主に帰属する当期純損失		△10,944
親会社株主に帰属する当期純利益		80,503

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

自 2024年 4 月 1 日
至 2025年 3 月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	179,605	275,336	4,897,775	△189	5,352,528
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△98,796		△98,796
親会社株主に帰属する 当期純利益			80,503		80,503
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	△18,293	－	△18,293
当連結会計年度末残高	179,605	275,336	4,879,482	△189	5,334,234

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	153,828	199,743	353,572	20,852	5,726,953
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△98,796
親会社株主に帰属する 当期純利益					80,503
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	△24,976	43,467	18,491	△9,255	9,235
当連結会計年度変動額合計	△24,976	43,467	18,491	△9,255	△9,057
当連結会計年度末残高	128,851	243,211	372,063	11,597	5,717,895

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 …… 6社

連結子会社の名称 …… 株式会社日新製作所
ユニカー工業株式会社
株式会社アールエスティ電機工業
POVAL KOGYO (THAILAND) CO.,LTD.
POBAL DEVICE KOREA CO.,LTD.
博宝楽輸送帯科技（昆山）有限公司

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法の適用対象となる関連会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
ユニカー工業株式会社	2月28日 *
株式会社アールエスティ電機工業	12月31日 *
POVAL KOGYO(THAILAND)CO.,LTD.	12月31日 *
博宝楽輸送帯科技（昆山）有限公司	12月31日 *

* 連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 …… 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ …… 時価法

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品 …… 主に総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕掛品・原材料 …… 主に最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 …… 当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6年～50年

機械装置及び運搬具 2年～17年

無形固定資産 …… 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 …… 売上債権等の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金 …… 従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

役員退職慰労引当金 …… 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループでは、総合接着・樹脂加工事業、特殊設計機械事業で製品及び商品の提供を行っております。顧客による検収を要しない製品及び商品の販売については、通常、製品及び商品の引渡時点において顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品及び商品の引渡時点で収益を認識しております。

ただし、出荷から引き渡しまでごく短期間で行われる製品及び商品については、出荷した時点において当該製品及び商品の支配が顧客に移転されると判断し、出荷時点で収益を認識しております。

(総合接着・樹脂加工事業)

一部の売上高のうち、顧客が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者より受け取る額から代理人に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(特殊設計機械事業)

一部の売上高のうち、試運転作業を伴う産業用機械については、顧客が検収した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、検収時点で収益を認識しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 …… 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象 …… 為替予約をヘッジ手段とし、外貨建金銭債権債務等をヘッジ対象としております。

ヘッジ方針 …… 外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ヘッジの有効性評価の方法 …… 為替予約の締結時に、同一通貨建てによる同一金額で同一期日の為替予約を外貨建金銭債権債務等にそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

⑦ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑧ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	85,911千円
仕掛品	587,417千円
原材料及び貯蔵品	424,168千円

② 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

棚卸資産は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により評価しており、取得原価と当連結会計年度末における正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価しております。また、在庫から一定期間を経過した在庫について、期間の経過に応じ定期的に簿価を切下げの方法を採用しております。当連結会計年度の評価損の金額は15,129千円であります。

当社は、顧客のニーズに合わせて最適な素材や製法を選定し、カスタムメイドすることから一定程度の原材料及び仕掛品を常に保有しており、保有期間が長期に亘る棚卸資産は期間の経過に応じ段階的に帳簿価額の切り下げを実施しております。保有期間が長期に亘る棚卸資産の今後の使用状況や廃棄及び処分状況に変化が生じた場合には、追加の棚卸資産の評価損が計上される可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,662,571千円
(2) 受取手形裏書譲渡高	20,407千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,634,800	－	－	2,634,800
合計	2,634,800	－	－	2,634,800
自己株式				
普通株式	226	－	－	226
合計	226	－	－	226

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	48,739	18.50	2024年 3月31日	2024年 6月28日
2024年11月14日 取締役会	普通株式	50,056	19.00	2024年 9月30日	2024年 11月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	50,056	19.00	2025年 3月31日	2025年 6月27日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品のうち、投資有価証券は、主に株式及び投資信託であり、これらは市場価格の変動リスク、発行体の信用リスク及び金利の変動リスクに晒されておりますが、有価証券管理規程に従った運用を行うことにより、リスクを軽減しております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に財政状況を把握することで財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

借入金は、金利の変動リスクがあり、市場の動向に注意しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4) 会計方針に関する事項⑥ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権及び貸付金の回収について、取引先ごとの与信限度額を每期見直し、財政状態の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、有価証券管理規程に従い、格付けの高い株式及び投資信託のみを対象としているため信用リスクは僅少であります。

ロ. 市場リスク

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状態等を把握し

ております。また、外貨建ての営業債権債務について通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
① 受取手形及び売掛金	838,284	838,284	—
② 長期貸付金	20,000	18,964	1,035
③ 投資有価証券			
其他有価証券	681,271	681,271	—
④ 支払手形及び買掛金	(295,480)	(295,480)	—
⑤ 短期借入金	(220,000)	(220,000)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	88,962	—	—	88,962
その他	394,765	197,544	—	592,309

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形及び売掛金	—	838,284	—	838,284
長期貸付金	—	18,964	—	18,964
支払手形及び買掛金	—	(295,480)	—	(295,480)
短期借入金	—	(220,000)	—	(220,000)

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び上場投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び上場投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買い戻し請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には、取引金融機関から提示された基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を基に割引現在価値法により時価を算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、並びに短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
受取手形及び売掛金	838,284	—	—	—
長期貸付金	—	10,000	10,000	—

(注3) 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
短期借入金	220,000	—	—	—

7. 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	総合接着・ 樹脂加工	特殊設計 機械	計
日本	2,224,659	537,214	2,761,874
アジア	581,343	246	581,589
その他	34,592	－	34,592
顧客との契約から生じる収益	2,840,595	537,460	3,378,056
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	2,840,595	537,460	3,378,056

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等、(4)会計方針に関する事項、⑤収益及び費用の計上基準」に記載した内容と同一であります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	840,413
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	838,284
契約負債（期首残高）	19,625
契約負債（期末残高）	42,314

契約負債は、主に特殊設計機械事業における、顧客からの前受金であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,165円93銭

1株当たり当期純利益金額 30円56銭

10. その他の注記

以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類	減損損失
中華人民共和国	事業用資産 (総合接着・樹脂加工工場)	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 他	85,514千円

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

上記の事業用資産については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、短期的な業績の回復が見込めないことから、対象資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

種類	金額 (千円)
建物及び構築物	61,463
機械装置及び運搬具	18,066
その他	5,983
合計	85,514

(4) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、事業単位を基準とした管理会計の区分に従って資産のグルーピングを行っております。

(5) 回収可能額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、回収可能価額をゼロとしております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

2025年 3 月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,983,218	流動負債	758,735
現金及び預金	480,711	支払手形	22,021
受取手形	264,603	電子記録債務	144,107
売掛金	295,613	買掛金	70,657
商品及び製品	28,426	短期借入金	220,000
仕掛品	397,146	未払金	54,922
原材料及び貯蔵品	339,365	未払費用	38,181
前払費用	12,394	未払法人税等	39,037
未収入金	4,873	契約負債	4,724
その他	160,309	前受金	1,663
貸倒引当金	△226	預り金	10,805
固定資産	4,543,242	賞与引当金	62,373
有形固定資産	2,789,337	その他	90,240
建物	1,265,456	固定負債	462,547
構築物	29,237	退職給付引当金	180,979
機械及び装置	71,368	役員退職慰労引当金	259,346
車両運搬具	4,538	資産除去債務	19,421
工具、器具及び備品	18,589	その他	2,800
土地	1,392,169	負債合計	1,221,282
建設仮勘定	7,977	(純資産の部)	
無形固定資産	21,997	株主資本	5,176,326
ソフトウェア	2,495	資本金	179,605
ソフトウェア仮勘定	17,541	資本剰余金	321,531
その他	1,960	資本準備金	321,531
投資その他の資産	1,731,908	利益剰余金	4,675,379
投資有価証券	681,271	利益準備金	12,250
関係会社株式	696,997	その他利益剰余金	4,663,129
関係会社長期貸付金	210,742	別途積立金	1,300,000
長期前払費用	2,537	繰越利益剰余金	3,363,129
繰延税金資産	148,447	自己株式	△189
その他	1,031	自己株式	△189
貸倒引当金	△9,119	評価・換算差額等	128,851
資産合計	6,526,460	その他有価証券評価差額金	128,851
		純資産合計	5,305,178
		負債・純資産合計	6,526,460

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 2024年 4 月 1 日
至 2025年 3 月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,470,014
売上原価		1,532,463
売上総利益		937,550
販売費及び一般管理費		698,143
営業利益		239,407
営業外収益		
受取利息	1,886	
受取配当金	24,222	
設備賃貸料	5,587	
業務受託料	14,920	
貸倒引当金戻入額	6,202	
その他	4,185	57,004
営業外費用		
支払利息	531	
その他	0	531
経常利益		295,879
特別利益		
固定資産売却益	229	229
特別損失		
固定資産除却損	49,571	49,571
税引前当期純利益		246,537
法人税、住民税及び事業税	89,306	
法人税等調整額	△15,564	73,741
当期純利益		172,795

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 2024年 4 月 1 日
至 2025年 3 月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	179,605	321,531	321,531	12,250	1,300,000	3,289,129	4,601,379	△189	5,102,327
当期変動額									
剰余金の配当						△98,796	△98,796		△98,796
当期純利益						172,795	172,795		172,795
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	73,999	73,999	－	73,999
当期末残高	179,605	321,531	321,531	12,250	1,300,000	3,363,129	4,675,379	△189	5,176,326

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	153,828	153,828	5,256,155
当期変動額			
剰余金の配当			△98,796
当期純利益			172,795
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)	△24,976	△24,976	△24,976
当期変動額合計	△24,976	△24,976	49,022
当期末残高	128,851	128,851	5,305,178

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関 係 会 社 株 式 …… 移動平均法による原価法

そ の 他 有 価 証 券 …… 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デ リ バ テ ィ ブ …… 時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 ・ 製 品 …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による仕掛品・原材料 …… 簿価切下げの方法により算定）

貯 蔵 品 …… 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …… 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～50年

構築物 7年～50年

機械及び装置 2年～17年

無形固定資産 …… 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 …… 売上債権等の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

退職給付引当金 …… 従業員の退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務は簡便法により計上しております。

役員退職慰労引当金 …… 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社では、総合接着・樹脂加工事業、特殊設計機械事業で製品及び商品の提供を行っております。顧客による検収を要しない製品及び商品の販売については、通常、製品及び商品の引渡時点において顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品及び商品の引渡時点で収益を認識しております。

ただし、出荷から引き渡しまでごく短期間で行われる製品及び商品については、出荷した時点において当該製品及び商品の支配が顧客に移転されると判断し、出荷時点で収益を認識しております。

(総合接着・樹脂加工事業)

一部の売上高のうち、顧客が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者より受け取る額から代理人に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(特殊設計機械事業)

一部の売上高のうち、試運転作業を伴う産業用機械については、顧客が検収した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、検収時点で収益を認識しております。

(5) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 …… 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象 …… 為替予約をヘッジ手段とし、外貨建金銭債権債務等をヘッジ対象としております。

ヘッジ方針 …… 外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ヘッジの有効性評価の方法 …… 為替予約の締結時に、同一通貨建てによる同一金額で同一期日の為替予約を外貨建金銭債権債務等にそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

(6) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正 会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3 項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2 項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

商品及び製品	28,426千円
仕掛品	397,146千円
原材料及び貯蔵品	339,365千円

会計上の見積りの内容については連結注記表（会計上の見積りに関する注記）に記載した内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,102,054千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものは除く）

短期金銭債権	202,825千円
短期金銭債務	29,166千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	278,512千円
------	-----------

営業取引以外の取引	22,896千円
-----------	----------

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	226株
------	------

7. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	21,788千円
棚卸資産評価損	32,669千円
退職給付引当金	56,898千円
役員退職慰労引当金	79,860千円
関係会社株式評価損	11,856千円
貸倒引当金	2,872千円
その他	18,247千円
繰延税金資産小計	224,194千円
評価性引当額	△21,292千円
繰延税金資産計	202,901千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△54,054千円
その他	△399千円
繰延税金負債計	△54,454千円
繰延税金資産の純額	148,447千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載を省略しております。

- (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）の金額は508千円増加し、法人税等調整額が508千円減少しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	ユニカー工業株式会社	所有 直接 100.0%	資金の援助 役員の兼任 経営の指導	資金の貸付け 資金の回収 利息の受取 (注) 1 経営指導料の 受取 (注) 2	10,000 39,500 620 8,040	関係会社長期貸付金 その他（流動資産） 未収入金	86,000 39,500 333
子会社	株式会社 アールエスティ電機工業	所有 直接 100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注) 1. 3 資金の回収 利息の受取 (注) 1	80,000 74,500 474	関係会社長期貸付金 その他（流動資産） 未収入金	31,500 84,500 113

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 経営指導料は、対価としての妥当性を勘案し協議の上決定しております。

3. 当該子会社への貸付金に対し、当事業年度において▲6,202千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。なお、期末残高は8,489千円であります。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8.収益認識に関する注記」に記載した内容と同一であります。

10. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	2,013円68銭
------------	-----------

1 株当たり当期純利益金額	65円59銭
---------------	--------

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

ポパール興業株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

名古屋事務所

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 三島 陽

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 北川 裕和

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ポパール興業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ポパール興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当

監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計

上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

ポパール興業株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
名古屋事務所
指 定 社 員 公認会計士 三島 陽
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 北川 裕和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ポパール興業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

ポパール興業株式会社 監査役会
常勤監査役 畔柳 修 ㊞
社外監査役 伊東 和男 ㊞
社外監査役 春馬 学 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、安定的な配当の継続と連結業績及び連結配当性向等を総合的に勘案して、株主の皆様のご期待にお応えしていきたいと考えております。

このような方針のもと第61期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1)配当財産の種類

金銭といたします。

(2)配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金19円 総額 50,056,906円

(3)剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月27日

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 生 年 月 日	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1	まつい たかとし 松 井 孝 敏 1965年4月3日生	1984年4月 当社入社 2012年6月 当社 営業部長 2013年6月 当社 取締役営業部長 2015年6月 当社 代表取締役社長（現任） 2016年7月 POVAL KOGYO(THAILAND)CO.,LTD. 取締役（現任） 2016年10月 (株)日新製作所 取締役 2017年7月 ユニカー工業(株) 取締役 2018年9月 POBAL DEVICE KOREA CO.,LTD. 理事（現任） 2019年8月 (株)アールエスティ電機工業 取締役	16,760株
2	もみやま まさみち 樺 山 政 道 1969年11月19日生	1992年3月 東邦レーヨン(株)（現 帝人(株)）入社 1993年5月 当社入社 2015年4月 当社 技術部長 2018年4月 当社 執行役員製造部長兼技術部長 2019年6月 当社 取締役製造部長兼技術部長 2020年9月 (株)日新製作所 取締役 2020年9月 ユニカー工業(株) 取締役 2020年9月 (株)アールエスティ電機工業取締役 2020年10月 当社 取締役製造部長（現任）	4,800株

候補者 番号	ふりがな 氏 名 生 年 月 日	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
3	おおしま こういち 大 島 幸 一 1968年12月17日生	1996年10月 監査法人伊東会計事務所入所 1999年 4 月 公認会計士登録 2007年 8 月 あずさ監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所 2009年 8 月 大島公認会計士事務所開設 (現任) 2012年 6 月 (株)クロップス 取締役 2014年 6 月 当社 取締役 (現任) 2016年 6 月 (株)クロップス 取締役 (監査等委員)	1,500株
4	よこい よしえ 横 井 良 栄 1968年 7 月 2 日生	1991年 4 月 オリックス(株)入社 1997年11月 名古屋錦開発(株)入社 2000年 8 月 (株)総務システムサービス入社 2016年12月 社会保険労務士登録 2017年 4 月 よこいよしえ社会保険労務士事務所開設 (現任) 2021年 6 月 当社 取締役 (現任)	—

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 大島幸一氏及び横井良栄氏は、社外取締役候補者であります。

3. 大島幸一氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、公認会計士としての豊富な経験と深い見識から当社のコンプライアンスの維持・向上への貢献を期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって11年となります。

4. 横井良栄氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、社会保険労務士としての専門知識と豊富な経験を活かして、当社の経営に関して人的資源管理の見地から適切なアドバイスを期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。

5. 当社は、大島幸一氏及び横井良栄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。大島幸一氏及び横井良栄氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、大島幸一氏及び横井良栄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏 名 生 年 月 日	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 （ 重 要 な 兼 職 の 状 況 ）	所有する当 社の株式数
1	さごう かずのぶ 佐 合 一 信 1963年4月12日生	1982年4月 名古屋国税局入局 2019年7月 児島税務署長 2020年7月 名古屋国税局 調査部 調査総括課長 2021年7月 名古屋国税局 調査部 調査管理課長 2022年7月 名古屋国税局 調査部 次長 2023年7月 昭和税務署長 2024年9月 佐合一信税理士事務所 所長（現任）	—
2	いとう かずお 伊 東 和 男 1968年4月11日生	1996年10月 監査法人伊東会計事務所入所 2000年4月 公認会計士登録 2005年11月 公認会計士伊東和男事務所開設 代表 2006年9月 株式会社伊東アカウンティングオフィス 代表取締役（現任） 2009年4月 当社 社外監査役（現任）	1,000株
3	はなむら そういちろう 花 村 総一郎 1988年8月11日生	2015年12月 弁護士登録 2015年12月 春馬・野口法律事務所（現andLEGAL 弁護士法人）入所（現任） 2024年6月 アイカ工業㈱補欠監査等委員（現任）	—

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 伊東和男氏及び花村総一郎氏は、社外監査役候補者であります。
3. 伊東和男氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験を有してお

り、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時を持って16年となります。

4. 花村総一郎氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験を有しており、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 当社は、伊東和男氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、伊東和男氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、伊東和男氏を名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。伊東和男氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は、佐合一信氏及び花村総一郎氏の選任が承認された場合は、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
8. 当社は、花村総一郎氏の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出る予定であります。
9. 佐合一信氏及び花村総一郎氏は、新任の監査役候補者であります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役 神田隆生 鈴木哲彦の2名は、本総会の終結の時をもって任期満了により退任されますので、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
かんだ たかお 神 田 隆 生	1987年12月 代表取締役社長 2015年 6 月 代表取締役会長 2023年 6 月 取締役相談役（現任）
すずき てつひこ 鈴 木 哲 彦	2022年 6 月 常務取締役（現任）

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

監査役 畔柳修は、本総会の終結の時をもって任期満了により退任されますので、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役在任期間分については取締役会に、監査役在任期間分については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
くろやなぎ おさむ 畔 柳 修	1999年 9 月 取締役 2012年 6 月 常勤監査役（現任）

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

栄ガスビル5階 キングルーム
住 所：名古屋市中区栄三丁目15番33号

交通

地下鉄 東山線・名城線「栄」駅下車 サカエチカ6番出口 徒歩5分
名城線「矢場町」駅下車 6番出口 徒歩3分



※ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。